

報道関係者各位

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会

## 新規入会検討者向け リノベーションセミナーのご案内

-リノベーション事業がもたらす課題とその効果とは  
-9月25日(金) 14:20~16:20 すまい・るホールにて

住宅リフォーム事業者団体登録制度の施行、さらには住生活基本法の改正も間近に控え、住宅市場を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。その中でリフォーム・リノベーション事業者が直面する課題や今後のビジネスの可能性についてのセミナーを開催致します。

併せて各事業者にも対策が求められる「マイナンバー制度」に関するワンポイントセミナーと、新規入会検討者に向けた当協議会の概要・活動内容のご紹介ならびに入会手続きに関するご案内も予定しております。

### セミナー開催概要

開催日時：9月25日(金) 14時開場 14:20 ~ 16:20

会場：住宅金融支援機構 すまい・るホール 東京都文京区後楽1-4-10

式次第：<第一部>リノベーションセミナー

『リノベーション事業がもたらす課題とその効果』

講師 内山 博文

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会 会長

株式会社リビタ 常務取締役

<第二部>ワンポイントセミナー「マイナンバー制度」

講師 弁護士 中村 直 (敬和総合法律事務所)

<第三部>リノベーション住宅推進協議会概要と活動内容

- ・協議会概要と活動内容

- ・住宅リフォーム事業者団体登録制度

- ・協議会入会の手続きについて

<第四部>住宅金融支援機構からのご案内

参加費：無料(先着順 250名)

申込期限：平成27年9月23日(水・祝)

申込方法：電子メールにて、本文に①参加人数、②御社名、③参加代表者名、④参加代表者所属・役職

⑤電話番号、⑥メールアドレスをご記入の上、下記の宛先まで送付ください。

送付先メールアドレス：staff@renovation.or.jp



(所在地: 〒112-8570 東京都文京区後楽1-4-10)  
住宅金融公庫本店1階

### ○住宅リフォーム事業者団体登録制度の概要

国土交通省告示により「住宅リフォーム事業者団体登録制度」が創設されました。

創設の目的は、住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表することにより、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を行い、消費者が住宅リフォーム事業者の選択の際の判断材料とできるなど、安心してリフォームを行うことができる市場環境の整備を図ったものです。

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会は、本年4月国土交通省へ約250社の住宅リフォーム事業者登録を申請し、団体登録の認可を取得しました。

■一般社団法人リノベーション住宅推進協議会について

消費者が安心して既存住宅を選べる市場をつくり、既存住宅の流通を活性化させることを目的に、2009年7月に発足したリノベーション業界団体です。現在、業界・業種の枠を超えた570社（正会員405社、賛助会員149社、特別会員4名9法人3自治体、2015年9月11日現在）が参画し、優良なリノベーションの統一規格「適合リノベーション住宅」を定め、建物タイプ別に品質基準を設定、普及浸透を推進しています。区分所有マンション専有部に関する品質基準を満たす「R1住宅（オールワンジュウタク）」、区分所有マンション共用部も含む品質基準「R3住宅（アールスリージュウタク）」、戸建住宅の品質基準「R5住宅（アールファイブジュウタク）」が運用されており、適合リノベーション住宅発行件数は累計21,420件（2015年9月11日現在）。

<http://www.renovation.or.jp/>

名称：一般社団法人リノベーション住宅推進協議会

会長：内山 博文

設立：平成21年5月20日

住所：東京都渋谷区渋谷2-12-19

【本件に関するお問い合わせ・画像素材のお貸し出し】

リノベーション住宅推進協議会 広報：五ノ井 麻衣

Tel：03-5468-9214（株式会社リビタ内） FAX：03-5468-9226 Mail:pr@renovation.or.jp